

令和4年度決算に係る

定期監査資料

令和5年5月

いじめ・不登校総合対策センター

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	
(1)	勧告事項	1
(2)	指摘事項	1
(3)	監査意見	1
(4)	決算審査意見	1
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	1
5	主な事業に関する調べ	2
6	決算資料(総括表)	9
7	事業別実施状況調べ	9
8	予備費の充用調べ	9
9	現金の取扱状況調べ	
(1)	現金取扱状況	9
(2)	つり銭の状況	9
10	財産に関する調べ	
(1)	公有財産	10
(2)	金券類の保有状況	11
(3)	基金	11
(4)	債権	11
11	財産の貸付け及び使用許可調べ	
(1)	土地及び建物	11
(2)	物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)	11
12	借受不動産明細調べ	11
13	職員駐車場の管理状況調べ	11
14	寄附物件の受納状況調べ	11
15	備品の処分状況調べ	11
16	貸付金等状況調べ	11
17	いじめについての連携・支援の流れ	12
18	県内のいじめの認知件数	12
19	いじめの解消状況	12
20	当センターへのいじめの相談の対応	12
21	不登校についての連携・支援の流れ	13
22	不登校児童生徒数	13
23	不登校児童生徒の変容状況	13
24	当センターへの不登校相談の対応	13
25	ハートフルスペースの利用状況	14
26	教育相談	15
○	意見、要望等	15

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1)勧告事項 該当なし
- (2)指摘事項 該当なし
- (3)監査意見 該当なし
- (4)決算審査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況

該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和5年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備 考
	当該 年度	4.4.1 現在	当該 年度	4.4.1 現在	当該 年度	4.4.1 現在	当該 年度	4.4.1 現在	
定 員	7	7	0	0	0	0	7	7	
現 員	() 7	() 7	() 0	() 0	() 0	() 0	() 7	() 7	
過不足(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時的任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度任用職員	16	17	0	0	0	0	16	17	ハートフルスペース支援コーディネーター3(東部1、中部1、西部1)、ハートフルスペース支援員3(東部1、中部1、西部1)、専門指導員(ことば・発達)3(東部)、相談員(電話)2(東部)、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1(東部)、自宅学習支援員3(東部1、中部1、西部1)、事務補助1

4 役付職員の調べ

(令和5年5月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考
		年	月	
センター長	定常 博文	1	1	7年 1月
次長	澤 勝也	1	1	5年 1月
参事	(併)津村 英樹	0	1	出納員 教育センター総務課長
課長補佐	(併)岩尾 聖	1	1	教育センター課長補佐

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事 業 名	決算(見込)額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	起債	その他の	一般財源
不登校対策事業	6,836	1,572	0	0	5,264
将来ビジョン	-				
令和新時代創生戦略	SDGsゴール（04 質の高い教育をみんなに）				
政策項目	-				

1 事業の目的、概要

- 小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会が今まで以上に連携し、学校訪問等による指導助言や教職員研修を行い、校内組織体制づくりと児童生徒理解に基づく支援の充実等を図る。更に中学校（校区内の小学校へも対応）へのスクールカウンセラー配置や学校生活適応支援員配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた児童生徒一人一人のための社会的自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士を派遣できる体制を整備する。
- 県内3箇所に設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。

2 事業の内容、実施の状況

①不登校児童生徒支援事業

(1) スクールカウンセラー研修充実事業

- ・年2回の連絡協議会（各地区毎）を開催した。
- ・スクールカウンセラー対象の研修会について、大学非常勤講師を招聘し、「生徒指導提要の改訂を踏まえた学校組織におけるスクールカウンセラーの役割について」をテーマに講義、演習を行った。

(2) 臨床心理士の緊急支援体制の構築

- ・事故、被災等で緊急に特別な支援が必要となった際に臨床心理士を派遣する体制を整え、臨床心理士を小学校（9校）、中学校（2校）に年間138時間派遣した。

(3) 学校の魅力アップ事業

- ・市町村教育委員会と県教育委員会が課題解決の方策を協働して検討、実践する連携会議を4回実施した。
- ・学校への指導助言のため、各市町村教育委員会が課題に取り組む学校を設定し、市町村アドバイザーとして有識者を招聘し、職員研修にて指導を受けた。
- ・学校における支援体制づくり講演会として、学校教職員等を対象とした講演会を2回開催した。内容として、大学副学長から「子どもの不安定をどう支えるか～発達の基盤を踏まえたかかわりと連携～」について、「新生徒指導提要の適切な捉えと児童生徒支援の在り方」についてリモートにて開催した。参加者はどちらも200名程度であった。

(4) 学校生活適応支援員配置事業

- ・不登校に係る支援の必要性の高い公立18小学校に「学校生活適応支援員」（18人）を配置し、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んだ。
- ・連絡協議会を年3回開催し、効果的な活用等に関する研修・情報交換等を行った。

(5) 校内サポート教室設置事業

- ・県内5つの中学校内に校内サポート教室を設置し、教室復帰のみを目標とせず個々の生徒のペースで学校生活が送れる学校内の教室を設けることにより、不登校（傾向）の生徒にとっての学び、居場所の多様化を図った。
- ・教員免許状を有する者が支援員として常駐することで、安心する人とのつながりができ、学習支援や進路相談を伴う教育相談、保護者相談等により通室生徒及び保護者との信頼関係の構築につながった。
- ・体調不良を訴え、遅刻や早退、保健室の利用回数が増えていたが、校内サポート教室を利用して安定した学校生活を送ることができるようにになった生徒が複数名いた。
- ・全欠から、朝のあいさつのみ、サポート教室に入る、サポート教室で過ごす、授業を選んで教室で受ける、と学校との関わりが増え、穏やかに過ごせるようになった。

(6) 子どもの不安解消プロジェクト事業

- ・いじめや不登校の要因の一つである「不安」という感情のコントロールや情動を抑制するためのスキルを身につけるためのDVDの貸し出しを行い、小学校6校の利用があった。

②不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・県内3カ所の「ハートフルスペース」において、体験活動や心理相談、進路支援等を行った。
- ・カウンセリング、懇談、研修会等を通して保護者支援を行った。
- ・市町教育委員会設置の教育支援センター、高等学校等の学校関係機関を中心に訪問し「ハートフルスペース」を周知するとともに、要支援対象者の実態把握を行った。
- ・高等学校、関係機関と連携をとりながら学校復帰や進路変更、就労等に向けた支援を行った。
- ・事業の充実や切れ目のない支援を図る目的から関係者との連絡会、中学校教職員等を対象とした「ハートフルスペース」説明会を実施した。
- ・情報発信の目的から通信「ビリーブ」を発行するとともにホームページの充実を図った。
- ・ハートフルスペースへの通所が困難な支援対象者への訪問支援等として「出かけるハートフルスペース」を実施した。5つの町で継続的な実施となっている。R5年度は、更に3つの町での訪問支援を計画している。
- ・保護者及び支援者を対象とした「子どもの育ちを支えるセミナー」を、新型コロナウイルス感染症による影響のため、オンライン開催とし、参加者が録画した動画を見る形で実施した。
- ・教育支援センター及びフリースクールとの合同研修会を開催し、「愛着障がいについて～教育現場において、支援者が大切にすること～」をテーマに研修を行った。合同連絡会については、圏域ごとに実施し、お互いの取り組み等の情報共有を行った。

③不登校生徒等への自宅学習支援事業

- ・県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置し、利用者の学習支援及び保護者支援を行った。
- ・ICT教材を活用して、一人一人の学びの力に合わせた学習プログラムを提供した。
- ・利用者は、小学生9名、中学生29名、高校生年代5名の計43名だった。
- ・家庭での子どもへの関わり方についての助言や医療受診のつなぎなどを行い、保護者の悩みや不安に寄り添った支援を行った。

3 事業成果（改善状況）・課題等

○成果

①不登校児童生徒支援事業

- ・スクールカウンセラー及び教育相談担当教員を対象にした連絡協議会において、心理教育の充実に関する講義・実践発表・協議等を行い、心理教育の有効性を周知できた。
- ・新型コロナウイルスに関する支援など緊急支援が必要な事案について臨床心理士等を派遣し、学校は迅速な対応をすることができた。
- ・学校における支援体制づくりについての講演会を行い、不登校のみならず課題を抱える児童生徒への組織的な支援について、児童生徒理解に基づいた進め方について周知し、アセスメントをした上でのプランニングの重要性についての考え方方が進んだ。
- ・校内サポート教室の実施についての周知が広がり、その仕組みの良さや不登校（傾向）生徒における良い変容が表れ、令和4年度5校配置から令和5年度10校配置へ拡充した。
- ・学校生活適応支援員を配置した小学校の多くは、実態に応じた適切な支援により不登校の出現率が低下し、全県と比較して不登校数の増加を抑えることができた。

②不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・学校関係機関や関係支援機関を対象とした説明会を行い、連携を深めていく中で、来所相談等につなげることができた。
- ・相談者に社会参加に向けた変化等が見られた。
 - 就労支援機関へのつながり、就労体験、アルバイト就労、障害年金の取得 等
 - 進学希望先の決定、受験のための準備 等
 - 支援員との交流の促進、集団活動への参加 等

【ハートフルスペース利用状況】<令和5年3月末現在>

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
利用人数	50	129	164	134	195	198	213
延支援回数	1,206	2,263	3,775	2,863	2,860	3,306	2,856

※H29年度から中・西部ハートフルスペースの相談回数、利用人数を含む

③不登校生徒等への自宅学習支援事業

- ・日常生活リズムが整ったり、学習習慣が確立されたり、再登校につながったりするなどの変容が見られた。
- ・中学校3年生の利用者の14名が高等学校へ進学することができた。受験に向かうにあたり自宅学習支援員が面接練習や自己申告書作成のアドバイスをするなど学習指導以外の面でも支援を行うことができた。
- ・自宅学習支援員が保護者に子どもへの関わり方等の助言を行うことで、家庭における親子関係が良好になるケースがあった。

○課題

- ・不登校児童生徒は全国的にも増加の一途であり、鳥取県においても喫緊の課題である。小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、県教育委員会と市町村教育委員会が今まで以上に連携し、学校訪問等による指導助言や教職員研修を行い、校内組織体制づくりと児童生徒理解に基づく支援の充実を図る必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
いじめ防止対策推進事業	12,211	3,384	0	0	8,827

将来ビジョン

令和新時代創生戦略 SDGs ゴール (04 質の高い教育をみんなに)

政策項目

1 事業の目的、概要

いじめ防止対策の推進のため、関係機関・団体と連携、相談窓口の充実、重大事態への対応、いじめ問題の解決にあたる学校等への支援、児童生徒がいじめ問題について考える取組への支援等を行う。

2 事業の内容、実施の状況

「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」の開催	○いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関する機関・団体の連携を図るため、鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会(※)を開催した。 ・第1回：11月に集合型で開催 ・第2回：1月に集合型で開催
いじめ相談窓口の充実	○「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日の対応を外部委託した。 ○県内の全児童生徒に「相談窓口紹介クリアファイル」を配布した。 (7月)
子どもの悩みサポートチーム支援事業	○いじめ問題等の解決のためにチーム支援を行う学校等に対して警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家等を派遣する。 利用件数：2件
児童生徒のいじめ問題への主体的な取組の支援	○いじめ問題や仲間づくりについての作品を募集する「あつたかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施した。 応募点数：1,775点
SNSを活用したいじめの通報システムの導入	○子どもたちがSOSを通報できる一方のシステムを希望する学校に導入した。(令和4年度：県立高校11校)

(※) 鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会

【目的】いじめ問題の未然防止・早期発見及び不登校支援に関する機関及び団体の関係者により構成される連絡協議会を置き、これらの機関・団体の連携を図る。

【構成】県医師会、県弁護士会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、不登校の親の会ネットワーク、フリースクール協議会、県PTA協議会、県高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会、鳥取地方法務局、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県特別支援学校長会、私立中学高等学校長会、都市教育長会、町村教育長会、県人権局、県総合教育推進課、県子育て・人財局、児童相談所、警察本部、県教育委員会

3 事業成果（改善状況）・課題等

○成果

- ・出かけるセンター研修や教育センター主催教職員研修等において、当センター作成「いじめ対応マニュアル」を活用したいじめ問題の適切な対応について周知することができた。
- ・いじめの認知について、市町村教育委員会との連携及び教職員研修での講義においての周知により児童生徒間の些細なトラブルなど、いじめの兆候を積極的に認知することができる。
- ・教育相談電話で受けたいじめ相談について、市町村教育委員会と共有し、よりスピーディーかつ正確に対応している。

○課題

- ・いじめ対応マニュアル等の周知は全体としては進んでいるものの、一部の学校について初動対応のミスにより問題を拡大させている事例があるので、いじめ問題に関する悉皆研修を行い、その内容を校内研修などで全教職員への共通理解を図り、いじめ問題に適切に対応できる組織体制づくりを促す必要がある。

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
教育相談事業	2,257	0	0	0	2,257
将来ビジョン	-				
令和新時代創生戦略	SDGsゴール（04 質の高い教育をみんなに）				
政策項目	-				

1 事業の目的、概要

幼児児童生徒等の教育上の問題や、発達、障がい等に関する学習及び生育上の課題について、園や学校等教育現場の実状をよく知る相談員及び専門指導員、専門医が、本人、保護者、学校関係者等との相談に応じ、個別の状況やニーズに応じた指導・支援を行う。

2 事業の内容、実施の状況

教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（電話・来所・訪問・メール等）を受け、状況に応じて指導主事及び相談員が専門的な立場からの助言を行った。より適切な支援となるよう医療機関や福祉機関などの関連機関と連携を図った。 ・教育相談事業について、広報リーフレット「教育相談道しるべ」の配布及びホームページでの情報発信を行い、保護者や教育関係者等への周知を図った。 ・教職員向けの児童生徒理解の研修会に出向いて、教育相談理論や技法についての啓発を行った。
専門指導員による相談・個別支援	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児への教育相談は、「言葉が少ない」「落ち着きがなく集中が続かない」「発音が不明瞭」といった主訴が多く、専門指導員により主訴解消に向けての個別指導を行った。また、保護者の子育てに対する不安に寄り添いながら、アドバイスや支援を行った。
専門医による教育相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談会（小児科医・精神科医8名による）を県内3ヶ所（東部22回・中部12回・西部10回）で実施し、医学的助言を受けて相談者の悩みや不安が解消されるように努めた。

<相談回数>（令和5年3月31日現在）

【特別支援教育相談回数】

	R2年度	R3年度	R4年度
保・幼	582	598	500
小学校	57	12	85
中学校	44	19	29
高等学校	606	466	467
その他	7	15	1
合計	1,296	1,110	1,082

※「その他」は、成人（本人）の相談者

【一般教育相談回数】

	R2年度	R3年度	R4年度
保・幼	4	1	0
小学校	163	161	160
中学校	209	307	264
高等学校	796	1,162	945
その他	1,185	1,327	1,055
合計	2,357	2,958	2,424

3 事業成果（改善状況）・課題等

○成果

- ・相談内容に合わせて新型コロナウイルス感染症の影響による子どもの変調の気づき方や対応方法について情報提供を行った。
- ・相談に対して、相談手法の工夫やケース検討会などを適宜実施し、組織力を活かした取組で主訴の軽減解消を図ることができた。相談内容によっては関係機関との連携を図り、早期解決に向けて動いた。
- ・専門指導員による幼児支援において、園や学校をはじめ関係機関との連携を図りながら、就学に向けて細やかな支援を行った。保護者アンケートでは、9割以上の保護者が「大変満足」「満足」と回答し、支援内容の妥当性が示された。また、就学後的小1フォローアップを行うことで読み書きに不安のある児童の学習への自信を高めることができた。
- ・専門医による教育相談会は、相談者アンケートでは、8割が「大変満足」「満足」と回答があり、所期の目的が達成できた。

○課題

- ・指導主事及び相談員が受ける相談は、複数の要因が絡み合い内容が複雑化しているケース、関係機関と連携を図りながら相談を継続していく必要があるケースなどが見られる。そのため、スタッフ研修やケース検討会などを行い相談者の主訴を解消できるよう相談員の専門性を高める必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
スクールソーシャルワーカー活用事業	65,447	19,741			45,706

将来ビジョン	—
令和新時代創生戦略	SDGsゴール（04 質の高い教育をみんなに）
政策項目	—

1 事業の目的、概要

学校や家庭、地域など児童生徒を取り巻く環境の課題が複雑化しており、それらの課題への対応充実を図るため、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー(SSW)の市町村教育委員会への配置に対して助成するとともに、県において関係者との連絡協議会や人材育成及び資質向上のための研修会を実施し、事業の充実を図る。また、スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助を行う。

2 事業の内容、実施の状況

SSWスーパーバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の取組やSSWの経験の差、対応困難な事例に対するスーパーバイズ体制を整えることを目的として、SSWスーパーバイザー1名をいじめ・不登校総合対策センターに配置した。 【スーパーバイザーの業務】 <ul style="list-style-type: none"> ①校長会や管理職研修におけるSSWについての研修講師 ②事業活用自治体担当者への活用戦略についての助言 ③新任及び現任SSWへの基礎的な理論研修及び助言 ④連絡協議会(年2回)、育成研修の企画立案への助言及び研修講師 ⑤対応困難な事例についての相談や適切な助言 等 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
県内のSSW活用事業実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度は17市町村がSSW活用事業(補助事業)を実施した。 【各市町村等のSSW配置人数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>岩美町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>若桜町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>智頭町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市計</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>八頭町</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>三朝町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>湯梨浜町</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>琴浦町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北栄町</td> <td></td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日吉津村</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大山町</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南部町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>伯耆町</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日南町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日野町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>江府町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>町村合計</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度より鳥取市は中核市となり、県事業の対象ではなくなった。</p>		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	米子市	2	3	3	5	5	5	5	11	岩美町	1	1	1	1	1	1	1	1	倉吉市	3	3	3	3	4	6	6	6	若桜町				1	1	1	1	1	境港市	1	1	1	1	1	1	1	1	智頭町				1	1	1	1	1	市計	6	7	7	9	10	12	12	18	八頭町			1	1	1	1	1	1										三朝町																		湯梨浜町		1	2	3	3	2	2	2										琴浦町	2	2	2	2	1	1	1	1										北栄町		0	1	1	1	1	1	1										日吉津村			1	1	1	1	1	1										大山町	2	1	1	1	1	1	1	4										南部町	2	2	2	2	2	2	2	2										伯耆町	4	4	4	4	4	3	3	3										日南町	2	2	2	2	2	2	2	2										日野町	1	1	1	1	2	2	2	2										江府町	2	2	2	1	1	1	1	1										町村合計	16	17	22	22	23	20	20	23
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
米子市	2	3	3	5	5	5	5	11	岩美町	1	1	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
倉吉市	3	3	3	3	4	6	6	6	若桜町				1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
境港市	1	1	1	1	1	1	1	1	智頭町				1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
市計	6	7	7	9	10	12	12	18	八頭町			1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									三朝町																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
									湯梨浜町		1	2	3	3	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									琴浦町	2	2	2	2	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									北栄町		0	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									日吉津村			1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									大山町	2	1	1	1	1	1	1	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									南部町	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									伯耆町	4	4	4	4	4	3	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									日南町	2	2	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									日野町	1	1	1	1	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									江府町	2	2	2	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
									町村合計	16	17	22	22	23	20	20	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
SSW連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> SSW活用事業に係る県の方向性の確認、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況が子どもにおよぼす影響と虐待対応や未然防止、困窮家庭に対しての支援等について理解を深めるため、連絡協議会を開催した。 (参加者) 市町村配置SSW及び担当指導主事(SSW未配置の自治体を含む) (開催方法・回数) 集合型による開催・1回 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
SSW資質向上研修	<ul style="list-style-type: none"> 【新任・現任SSW研修】 <ul style="list-style-type: none"> SSWに必要とされる社会福祉の専門的な知識や技能、学校組織に対する理解などについて研修を実施した。 4回実施 																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

	<p>〔新任 SSW研修〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワークの意義や、SSWに必要とされる基礎的な知識や技能について研修を実施した。 ・1回実施
3 事業成果（改善状況）・課題等	
○成果	<ul style="list-style-type: none"> ・SSWの活動により、学校と関係機関との連携体制及び教職員にもスクールソーシャルワークの考え方や視点の理解が進み、浸透につながってきている。 ・SSWスーパーバイザーからの深刻な事例に係るスーパーバイズによって、迅速かつ的確な対応につなげた。対応回数319回
○課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SSW活用事業の充実と体制づくりには市町村教育委員会の戦略が必須であるので、各市町村教育委員会との意見交換等を市町村巡回訪問や連絡協議会等を通して積極的に行う必要がある。

6 決算資料 別途提出

7 事業別実施状況調べ 別途提出

8 予備費の充用調べ 別途提出

9 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況 該当なし

(2) つり銭の状況 該当なし

10 財産に関する調べ
(1)公有財産
ア 土地

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所 在 地	前年度末			本年度異動状況			差引 (令和5年3月31日現在)	備考
			面積(m ²)	面積(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)		
行政財産	米子市祇園町二丁目 242-88	309.74	6,752,332	増加 R	R				309.74	6,752,332
計		309.74	6,752,332				0	0	309.74	6,752,332

イ 建 物

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所 在 地	前年度末			本年度異動状況			差引 (令和5年3月31日現在)	備考
			面積(m ²)	面積(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)		
行政財産	中部ハートフルスペース	倉吉市上井字橋ノ下5 03-1	350.00	5,166,000	増加 R				R	350.00
	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目 242-88	98.21	0	減少 R				R	350.00
	西部ハートフルスペース (倉庫)	米子市祇園町二丁目 242-88	5.21	0	増加 R				R	98.21
計			453.42	5,166,000			0	0	453.42	5,166,000

ウ 山 林

- 工 不動産売却等 該当なし
- 才 財産の交換 該当なし
- 力 動 產(船舶、浮標、浮橋橋、浮ドック、航空機) 該当なし
- キ 物 権 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等) 該当なし
- ケ 有価証券 該当なし
- コ 出資による権利 該当なし

(2)金券類の保有状況

ア 金券の保有状況

有

無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和5年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		差引き未使用枚数	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 86	枚 0	枚 28 55,540	枚 58	

(3)基 金

該当なし

(4)債 権

該当なし

11 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土 地

該当なし

イ 建 物

該当なし

(2) 物 品 (1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)

該当なし

12 借受不動産明細調べ

該当なし

13 職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

14 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

15 備品の処分状況調べ

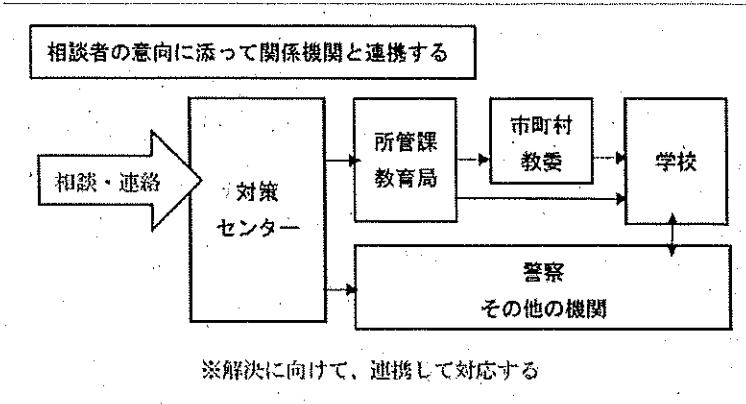
該当なし

16 貸付金等状況調べ

該当なし

17 いじめについての連携・支援の流れ

(当センターや学校、関係機関に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



18 県内のいじめの認知件数

(単位:件)

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	517	1432	1611	1,800	1,363	
中学校	242	401	464	439	377	
高等学校	45	59	60	52	38	
特別支援学校	40	26	71	22	11	
計	844	1978	2206	2,313	1,789	
発生件数／千人(県)	13.8	32.6	36.9	39.1	30.6	
発生件数／千人(全国)	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7	

※1 H29～R3は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 義務教育学校については、学年に応じて小学校又は中学校の件数に含んでいる。
(以下の各項目の数値についても同様である。)

19 いじめの解消状況(令和3年度文部科学省調査の公立の数値)

(単位:件)

区分	解消している	解消に向けて取組中	その他	計
小学校	999	244	0	1,243
中学校	304	57	0	361
高等学校	24	2	1	27
特別支援学校	10	0	0	10
計	1,337	303	1	1,641

※令和3年度内に起きたいじめの令和4年3月末の状況(文部科学省調査結果から)を記載している。

※「解消している」「解消に向けて取組中」以外は「その他」に計上している。

20 当センターへのいじめ相談の対応(令和4年度)

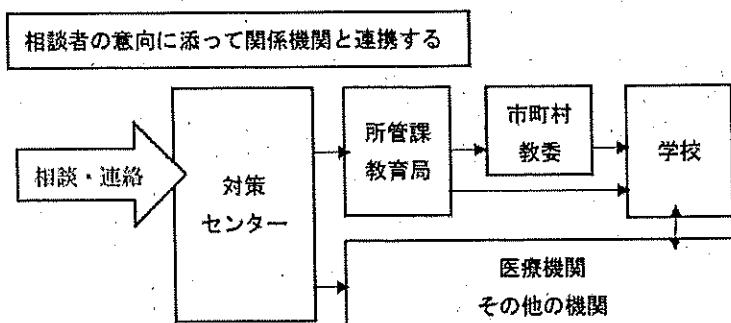
(単位:回) (令和5年3月31日現在)

相談方法	校種等						(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明			
電話	15	6	19	0	0	0	40	25	12
メール	3	3	1	0	0	3	10	5	0
来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	9	20	0	0	3	50	30	17

※いじめ110番の相談回数を含む。

21 不登校についての連携・支援の流れ

(当センターや学校に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



※解決に向けて、連携して対応する

22 不登校児童生徒数

(単位:件)

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	165	230	271	343	400	494
中学校	481	502	554	555	653	833
小中計	646	732	825	898	1,053	1,327
不登校児童生徒数／千人(県)	14.4	16.4	18.8	20.6	24.4	31.3
不登校児童生徒数／千人(全国)	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	
高等学校	289	264	217	238	283	
不登校生徒数／千人(県)	19	17.6	14.7	16.4	19.8	
不登校生徒数／千人(全国)	15.1	16.3	15.8	1.39	16.9	

※1 H29～R3は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R4は、独自調査による公立の数値(令和5年3月31日現在)

23 不登校児童生徒の変容状況(令和4年度)

(単位:件)

区分	継続的に登校する(a)	断続的に登校する(b)	登校にチャレンジする(c)	a～cほどではないが、変容が見られる	変容が見られない	計
小学校	117	122	51	68	136	494
中学校	169	179	119	155	211	833
高等学校						
計	286	301	170	223	347	1,327

※ 独自調査による公立の数値(令和5年3月31日現在)

24 当センターへの不登校相談の対応(令和4年度)

(単位:回) (令和5年3月31日現在)

相談方法	校種等						(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明	計(a)		
電話	35	106	122	0	9	1	273	262	7
メール	3	1	0	0	0	2	6	0	0
来所	65	47	107	0	3	0	222	0	0
合計	103	154	229	0	12	3	501	490	7

※24時間子供SOSダイヤル及びいじめ110番の相談回数を含む。

25 ハートフルスペースの利用状況(令和4年度)

<支援員対応>

(単位:件、回)(令和5年3月31日現在)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通室	件数	23	22	23	20	14	23	23	20	17	21	26	斜線
	回数	61	55	72	51	39	73	58	73	50	31	49	51 663
家庭訪問	件数	45	51	36	33	30	42	41	38	42	59	56	61 斜線
	回数	86	78	56	62	58	76	66	64	64	96	87	108 901
関係機関訪問	件数	2	7	4	2	4	1	8	2	4	3	1	11 斜線
	回数	2	7	5	3	4	1	11	2	6	3	1	14 59
電話相談	件数	27	13	24	14	19	23	18	17	19	21	27	34 斜線
	回数	41	23	44	29	29	40	41	30	25	26	42	53 423
来所相談	件数	9	9	10	8	6	9	8	12	10	5	8	9 斜線
	回数	10	14	15	19	8	13	18	16	10	6	16	13 158
総利用件数	件数	65	68	62	51	50	64	64	65	62	75	77	91 斜線

<ソーシャルワーカー対応…週16時間>

(単位:件、回)(令和5年3月31日現在)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	7	10	12	7	5	8	6	6	6	3	8	8 斜線
	回数	16	15	19	12	7	19	13	12	7	3	14	17 154
家庭訪問	件数	4	5	4	1	5	3	4	2	2	2	3	2 斜線
	回数	5	10	8	7	10	12	9	3	4	3	4	2 77
関係機関訪問	件数	0	2	2	1	1	0	1	1	0	0	0	2 斜線
	回数	0	4	8	5	6	0	2	1	0	0	0	2 28
電話相談	件数	1	2	5	0	2	1	0	4	0	3	1	0 斜線
	回数	1	2	5	0	3	1	0	5	0	3	3	0 23
総利用件数	件数	9	12	16	7	8	11	9	11	7	8	11	9 斜線

<カウンセラー対応>

(単位:件、回)(令和5年3月31日現在)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	16	15	21	19	12	18	18	22	18	14	16	29 斜線
	回数	23	23	30	25	17	24	28	20	18	15	25	40 288
訪問相談	件数	4	4	5	4	1	4	5	7	4	7	5	7 斜線
	回数	4	5	6	5	4	5	5	4	4	7	5	10 64
電話相談	件数	2	0	0	4	2	3	3	5	2	2	3	5 斜線
	回数	2	0	0	4	2	3	3	3	3	4	6	33
総利用件数	件数	21	18	26	23	15	24	24	22	22	18	21	34 斜線

※件数は実件数、回数は延回数。

26 教育相談

(1) 相談受付の種類

- 来所相談
- 相談電話（教育相談電話、LDホットライン）
- メール相談
- 訪問相談
- 教育相談会（専門医による相談会）
- 専門指導員による指導及び相談

(2) 相談状況

ア 一般教育相談

(令和5年3月31日現在)

(単位:回)

主訴 校種	いじめ	不登校	就学・進学	卒業・進路	学習・指導法	学校生活	情報提供	養育・家庭生活	学校・教員	その他	計
幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	5	100	0	0	19	25	0	9	2	0	160
中学校	0	123	54	50	4	5	0	4	2	22	264
高等学校	0	111	18	687	0	113	0	4	2	10	945
その他	0	14	96	656	0	3	0	29	0	257	1,055
計	5	348	168	1,393	23	146	0	46	6	289	2,424

イ 特別支援教育相談

(令和5年3月31日現在)

(単位:回)

主訴 校種	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱・虚弱	発達障がい	自閉・情緒	重度・重複	計
幼児	0	0	239	0	0	0	261	0	0	500
小学校	0	0	78	0	0	0	5	2	0	85
中学校	0	0	0	4	0	0	0	25	0	29
高等学校	0	0	0	0	0	0	467	0	0	467
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
計	0	0	317	4	0	0	734	27	0	1,082

○意見、要望等

(1) 業務に関する意見、要望等 該当無し

(2) 監査委員事務局に対する要望等 該当無し